

報道関係者 各位

令和 7 年 1 月 31 日（金）

【照会先】

鹿児島労働局 職業安定部 職業対策課
 課 長 徳元 秀明
 外国人雇用対策担当 南上 陽子
 （電話）099 - 219 - 8712 内線181

鹿児島労働局管内における「外国人雇用状況」の

届出状況まとめ（令和 6 年 10 月末時点）

～ 外国人労働者数は14,240人。過去最高を更新。 ～

鹿児島労働局（局長 永野 和則）では、このほど、管内の令和 6 年 10 月末時点の外国人雇用についての届出状況を取りまとめたので、公表します。

【届出状況のポイント】

外国人労働者数 14,240人（前年の12,015人から2,225人（18.5%）増加）

外国人雇用事業所数 2,427所（前年の 2,194所から 233所（10.6%）増加）

平成19年の届出の義務化以降、それぞれ過去最高を更新。

○国籍別（上位 4 つ）

ベトナム	5,124人（外国人労働者全体の36.0%）
インドネシア	3,258人（同22.9%）
フィリピン	1,964人（同13.8%）
ミャンマー	1,198人（同 8.4%）

○在留資格別（上位 3 つ）

技能実習	7,261人（外国人労働者全体の51.0%）
専門的・技術的分野の在留資格	4,359人（同30.6%）
（うち 特定技能	3,099人（同21.8%））
身分に基づく在留資格	1,544人（同10.8%）

○産業別（上位 3 つ）

製造業	5,481人（外国人労働者全体の38.5%）
（うち <u>食料品製造業</u>	4,135人（同29.0%））
農業・林業	2,071人（同14.5%）
建設業	1,540人（同10.8%）

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和 6 年10月末時点）

1 外国人雇用事業所及び外国人労働者の状況

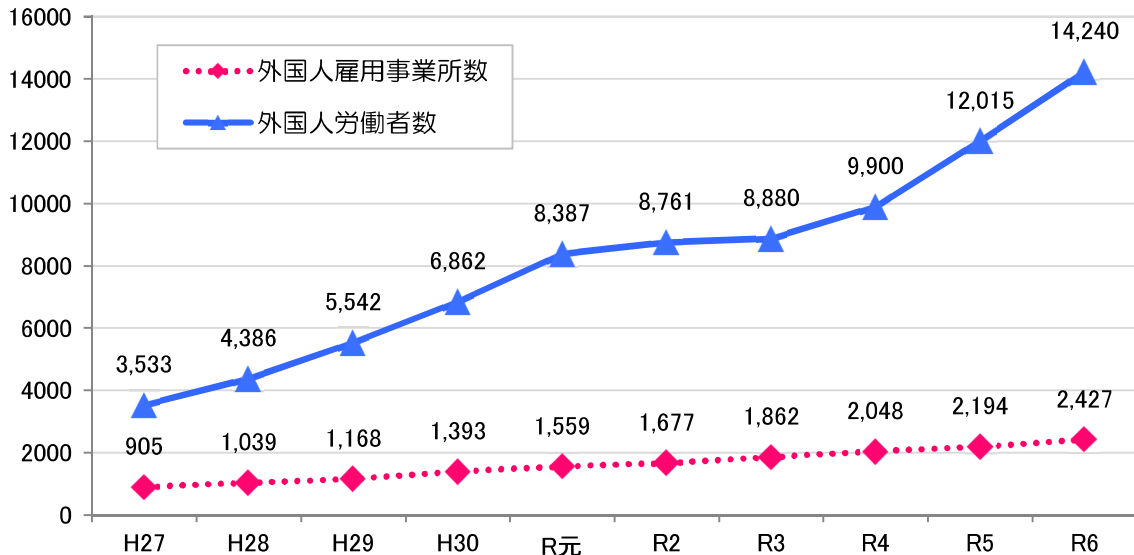
令和 6 年10月末時点の外国人雇用事業所数は2,427所、外国人労働者数は14,240人である。令和 5 年10月末時点の2,194所から233所（対前年増加率10.6%）、12,015人から2,225人（同18.5%）の増加となっており、外国人雇用事業所数、外国人労働者数ともに前年からの増加数が過去10年で最も多い。

事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く1,464所で、全体の60.3%を占めている。また、「30人未満」規模の事業所は、令和 5 年10月末時点の1,279所から185所増えており、事業所増加数も最も多い。

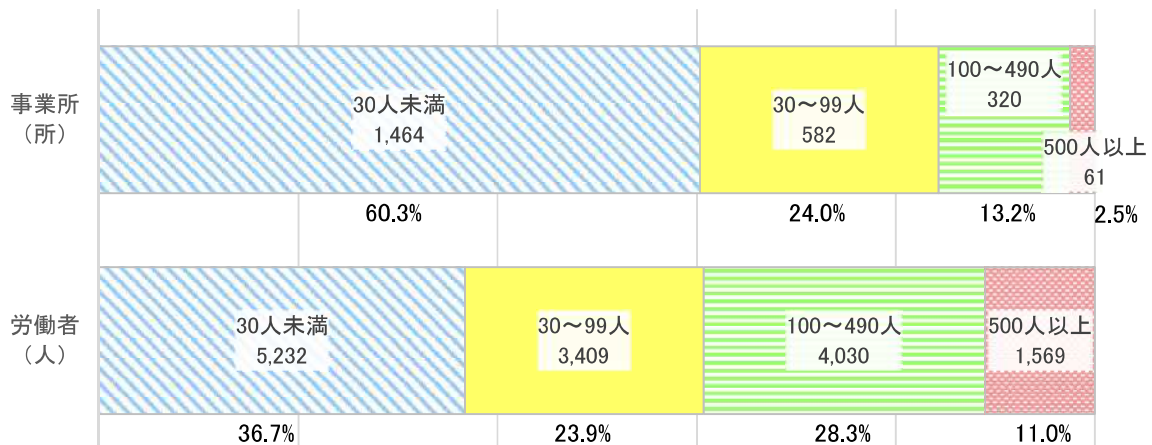
【別表 2】、【別表 8】、【参考-1】、【参考-3】、【参考-7】

【図 1 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移】（各年10月末時点）

（単位：所、人）



【図 2 事業所規模別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数】（令和 6 年10月末時点）



2 国籍別にみた外国人労働者の状況

国籍別にみると、ベトナムが最も多く5,124人（構成比36.0%）、次いで、インドネシア3,258人（同22.9%）、フィリピン1,964人（同13.8%）、ミャンマー1,198人（同8.4%）の順となっており、この4か国で外国人労働者全体の81.1%を占めている。

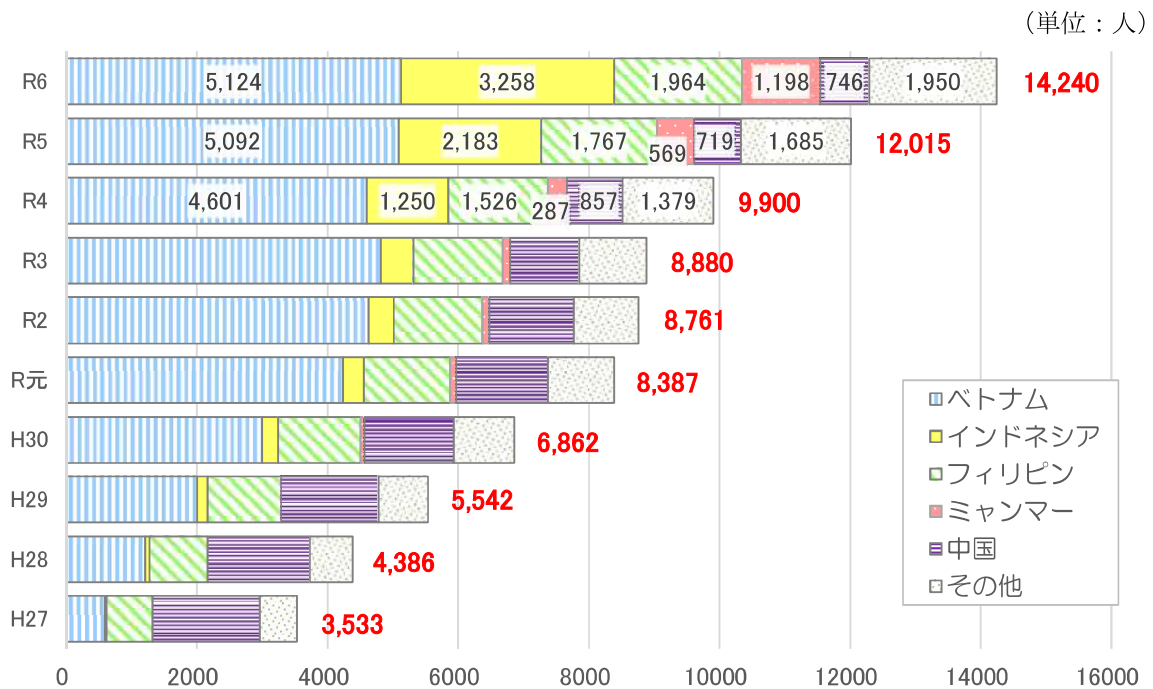
令和5年10月末時点では、ベトナム、インドネシア、フィリピン、中国の順であったが、ミャンマーが629人増（対前年増加率110.5%）の1,198人で中国を上回った。また、インドネシアは1,075人増えており、増加人数が最も多い。

国籍別の上位4か国の在留資格に占める割合は、「技能実習」については、ベトナムが3,348人（46.1%）、インドネシアが2,226人（30.7%）、ミャンマーが737人（10.2%）、フィリピンが510人（7.0%）となっており、この4か国で全体の93.9%を占めている。

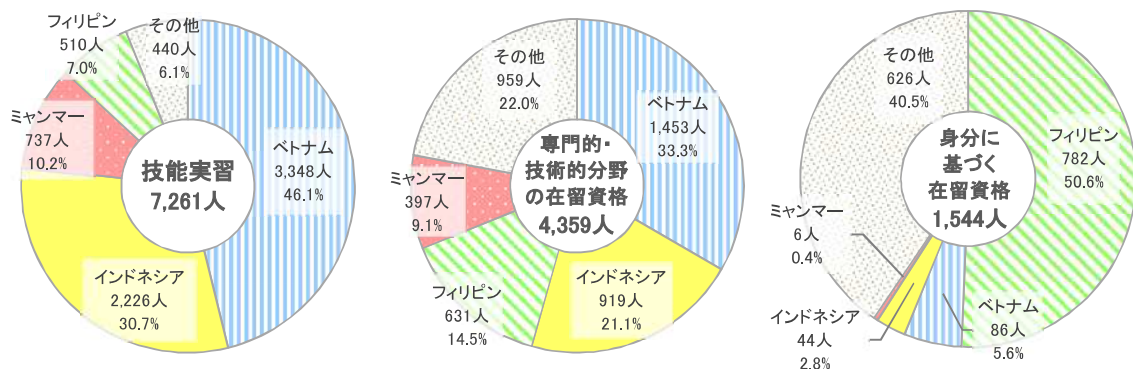
「専門的・技術的分野の在留資格」については、ベトナムが1,453人（33.3%）、インドネシアが919人（21.1%）、フィリピン631人（14.5%）、ミャンマーが397人（9.1%）となっている。

「身分に基づく在留資格」については、フィリピンが782人（50.6%）で半数を占めるが、ベトナム、インドネシア、ミャンマーは少ない。なお、同在留資格が2番目に多いのは中国の283人（18.3%）である。【別表1】、【参考-4】

【図3 国籍別外国人労働者数の推移】（各年10月末時点）



【図4 外国人労働者数上位4か国が在留資格に占める割合】（令和6年10月末時点）



3 在留資格別にみた外国人労働者の状況

在留資格別にみると、「技能実習」が最も多く7,261人で外国人労働者全体の51.0%を占めている。次いで、「専門的・技術的分野の在留資格」4,359人（構成比30.6%）、「身分に基づく在留資格」1,544人（同10.8%）の順となっている。

各在留資格の増減については、「技能実習」が997人の増加、「専門的・技術的分野の在留資格」が928人の増加、「資格外活動」が152人の増加、「特定活動」が92人の増加、「身分に基づく在留資格」が56人の増加となっており、全ての在留資格で外国人労働者数が増加している。

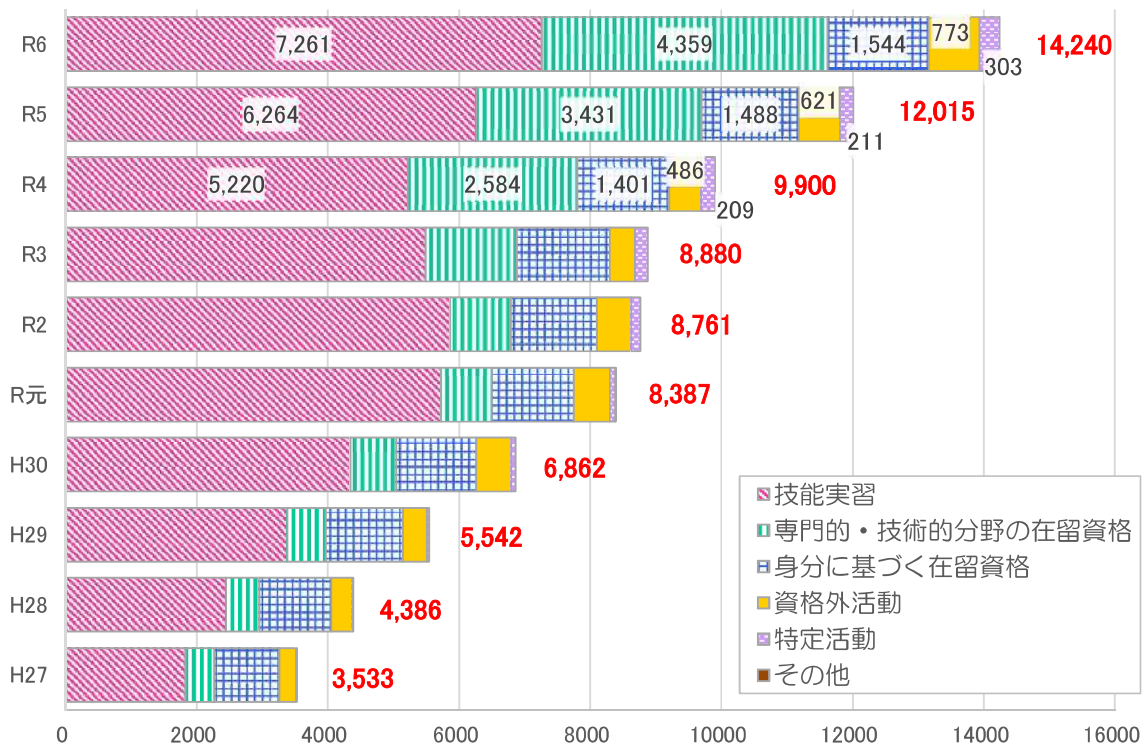
なお、[別表1]等の「専門的・技術的分野の在留資格」の内訳で示している「特定技能」についても、令和5年10月末時点から835人増加し3,099人となっている。

「特定技能」については、[別表9]において特定産業12分野別（令和6年9月30日付で追加された「自動車運送業」等4分野を除く。）の内訳も示している。

[別表1]、[別表9]、[参考-5]

【図5 在留資格別外国人労働者数の推移】（各年10月末時点）

（単位：人）



4 産業別にみた外国人労働者の状況

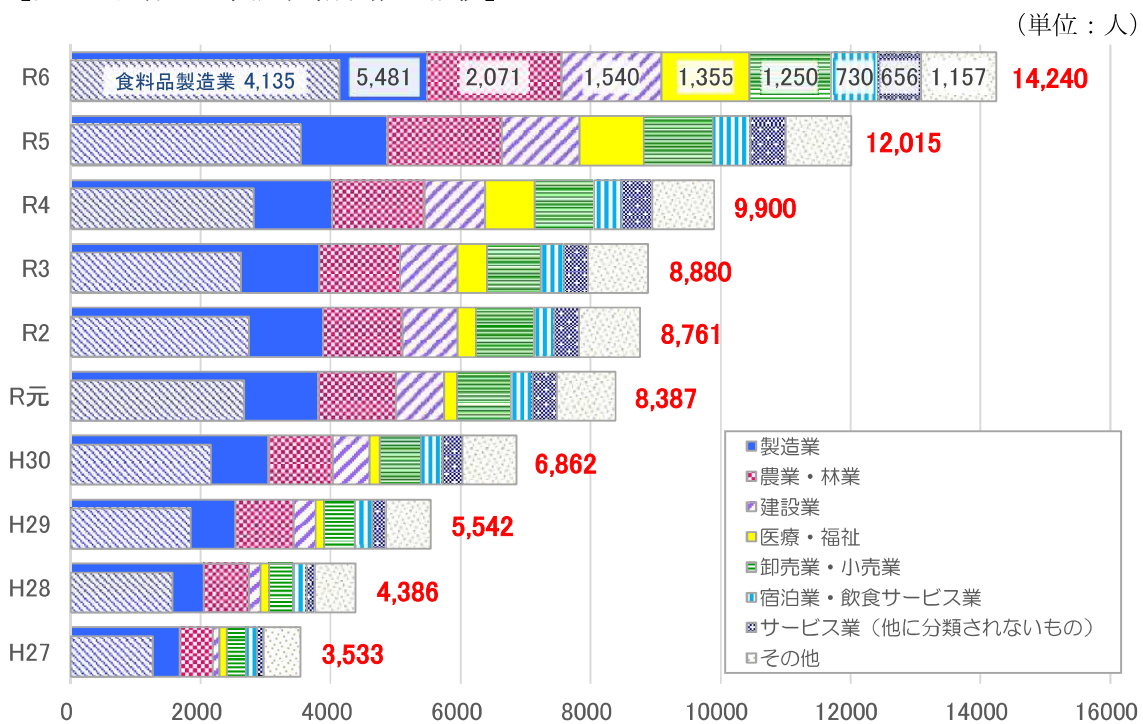
産業別にみると、「製造業」が最も多く5,481人で、外国人労働者全体の38.5%を占めている。次いで、「農業・林業」2,071人（構成比14.5%）、「建設業」1,540人（同10.8%）、「医療・福祉」1,355人（同9.5%）の順となっている。

製造業の中でも「食料品製造業」の就労者が4,135人で最も多く、製造業全体の75.4%を占めている。

令和5年10月末時点では、「製造業」、「農業・林業」、「建設業」、「卸売業・小売業」の順であったが、「医療・福祉」が368人増の1,355人で「卸売業・小売業」を上回った。また、「製造業」は611人増えており、増加人数が最も多い。

対前年比増加率が高い産業は、「医療・福祉」37.3%、「建設業」28.9%、「宿泊業・飲食サービス業」27.0%である。【別表4】、【別表6】、【別表7】、【参考-6】

【図6 産業別外国人労働者数の推移】（各年10月末時点）



産 業	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
製造業	1,677	2,049	2,539	3,040	3,811	3,884	3,829	4,027	4,870	5,481
（うち食料品製造業）	(1,260)	(1,563)	(1,843)	(2,152)	(2,661)	(2,739)	(2,615)	(2,815)	(3,535)	(4,135)
農業・林業	509	692	891	996	1,194	1,226	1,243	1,419	1,762	2,071
建設業	109	184	337	561	739	841	879	932	1,195	1,540
医療・福祉	104	126	132	160	204	284	451	767	987	1,355
卸売業・小売業	301	374	472	628	825	893	837	914	1,066	1,250
宿泊業・飲食サービス業	167	202	273	335	327	316	354	421	575	730
サービス業（他に分類されないもの）	98	137	204	309	384	376	371	473	547	656
その他	568	622	694	833	903	941	916	947	1,013	1,157
計	3,533	4,386	5,542	6,862	8,387	8,761	8,880	9,900	12,015	14,240